

行政改革推進法に基づく財政投融资特別会計の改革の進捗状況

1. 特別会計の概要

財政投融资特別会計は、財政融資資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定の3勘定に区分されています。

これらのうち、財政融資資金勘定及び投資勘定は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を行っています。特定国有財産整備勘定は、平成21年度末までに特定国有財産整備計画が策定されていた事業で未完了の事業の経理を行っています。

具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 財政融資資金勘定は、財政融資資金の運用に関する経理を行っています。
財政融資資金は、財投債や特別会計の積立金等の国の信用により集められた資金を統合管理し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与することを目的として設置されました。
なお、平成13年に、
 - ・郵貯・年金の預託義務を廃止し、財投債により市場から能動的な資金調達を行うこととし、厳格な審査により真に必要な事業に貸し付けること
 - ・市場原理との調和の観点から資産負債管理（ALM）の進展を図ることなどの抜本的な財政投融资改革が行われ、この際、昭和26年に設置された「資金運用部資金」の名称が現在の「財政融資資金」へと変更されました。
- ② 投資勘定は、昭和28年に設置された産業投資特別会計を前身としており、産業の開発、貿易の振興を目的とした投資に関する経理を行っています。
- ③ 特定国有財産整備勘定は、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産（公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。）の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が平成21年度末で廃止されたことに伴い、同年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、平成22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として設けられています。なお、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定です。

2. 改革の概要

財政融資資金勘定については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年6月2日施行）第38条において、「財政融資資金については、その規模を将来において適切に縮減されたものとするため、同特別会計の負担において発行される公債の発行額を着実に縮減するとともに、その償還の計画を作成するもの」とされています。

また、地方公共団体に対する貸付けについては、段階的に縮減するものとされています。

さらに、第58条において、国の資産・債務改革のため、「財政融資資金の貸付金の残高の縮減を維持」することとされています。

投資勘定については、第37条において、「投資の対象を必要な範囲に限定した上で、平成20年度までに、財政融資資金特別会計に移管」し、その後の勘定の在り方については、「民間投資その他の状況を勘案し、その廃止を含めて検討するもの」とされています。

3. 改革の進捗状況

財政融資資金勘定については、財政融資資金について、民業補完性や償還確実性の観点から対象事業の重点化・効率化を図ることにより、貸付金の残高は縮減しています。

投資勘定については、平成20年度に「特別会計に関する法律」（平成19年4月1日施行）により、財政投融資特別会計に産業の開発、貿易の振興を目的とした投資に関する経理を行うために設置されました。

産業投資は、財政制度等審議会財政投融資分科会において取りまとめられた「今後の産業投資について」（令和元年6月）を踏まえ、政策的必要性が高くリターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に、民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金を供給しています。

なお、特別会計に関する財務情報については、平成19年度より、別途当省ホームページにおいて開示しています。